

特定生産緑地制度が始まります！



指定から30年が経過する生産緑地を、所有者等の意向に基づき、『特定生産緑地』として指定することができます。

特定生産緑地に指定されると、今までと同じく次のような利点があります。

- ① 固定資産税は引続き農地評価・農地課税
- ② 相続や主たる従事者の故障により、買取申出が可能
- ③ 10年ごとに営農を継続するかしないかを選択できる

※ただし、特定生産緑地への指定申出期間は令和4年3月31日までです！

Q1 特定生産緑地の指定手続きは、いつまでにするの？

A1 申出受付は令和4年3月31日までです。

特定生産緑地の指定は法律に基づき、指定から30年が経過するまでに完了しなければなりません。香芝市では令和4年12月24日までに手続きを完了する必要があります。

Q2 特定生産緑地の指定に必要な書類は？

A2 必要な書類は次の3点になります。

- ① 特定生産緑地指定意向兼農地等利害関係人同意確認書
- ② 印鑑登録証明書（押印者全員分）
- ③ 別紙 チェックシート

Q3 同意が必要な農地等利害関係人とは？

A3 農地等利害関係人は土地全部事項証明書（登記簿謄本）の「権利部」で確認できます。

※特定生産緑地の指定には農地等利害関係人全員の署名と捺印が必要になります。
※相続税等の納税猶予の税務署長の同意は不要です。市が一括して取得します。
※記載された以外の権利が存在する場合は、都市計画課までお問合せください。

Q4 生産緑地でない農地等も特定生産緑地にできるの？

A4 できません。

特定生産緑地は、生産緑地地区のうちで指定から30年が経過するものに対して香芝市が指定するものです。

Q5 特定生産緑地の指定を受けずに30年が経過したらどうなるの？

A5 生産緑地の指定から30年が経過すると、特定生産緑地の指定を受けることができません。

特定生産緑地に指定されなかった土地は引続き生産緑地として存続しますが、以下の点についてこれまでと変わります。

- ①引続き生産緑地として行為制限の規制を受けるが、令和4年12月25日以降主たる従事者の死亡や故障によらずいつでも買取申出ができる
- ②固定資産税が段階的に増加し、次世代の相続税の納税猶予が受けられなくなる
(固定資産税は、5年間で段階的に増加、宅地並み評価・課税となる)

Q6 特定生産緑地に指定しないと、相続税の納税猶予は受けられないの？

A6 今受けている納税猶予については引続き継続しますが、次の相続時には適用できません。

Q7 生産緑地の一部を特定生産緑地にできるの？

A7 原則、特定生産緑地は筆ごとの指定となります。

Q8 相談窓口を教えてください

A8 特定生産緑地制度については香芝市都市計画課までお問合せください。

固定資産税については、香芝市税務課へ。相続税の納税猶予については、葛城税務署へお問い合わせください。

お問い合わせ先

特定生産緑地制度について

香芝市役所都市計画課 0745-44-3316

